

3 建設工事等競争入札事務の取扱いの一部改正について

建設工事等競争入札事務の取扱い（平成4年2月20日監一1687）の一部を次のように改正する。

第1、第6第1項、第7第4項、第26第1項及び同項第1号の規定中「建設コンサルタント等」を「建設コンサルタント業務等」に改める。

第3第2項中「入札参加者」を「入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）」に改める。

第4の2の次に次のように加える。

第4の3 入札に付す建設コンサルタント業務等については、予定価格を事前公表するものとする。

ただし、予定価格を事前公表することにより、適正な競争性が確保できないと認められる場合は、予定価格を事前公表しないことができるものとする。

2 予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 公募型指名競争入札 公募に係る掲示等における予定価格の記載及び指名通知への予定価格の記載

(2) 通常の指名競争入札 指名通知への予定価格の記載及び当該入札に係る建設コンサルタント業務等の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面（様式1の1）の閲覧

第13第1項中「入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）」を「入札参加者」に改める。

第27第1項を次のように改める。

第27 入札執行者は、次の各号に掲げる建設工事等の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。

(1) 請負対応額が4,000万円以上の建設工事

(2) 前号に掲げるもののほか、予定価格の事前公表を行う建設工事

(3) 予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等

(4) 前号に掲げるもののほか、低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等

同第2項中「前項の」の次に「規定により」を加える。

様式1の1中「工事」の次に「（業務）」を加える。

附 則

この取扱いは、平成19年5月1日から施行する。

建設工事等競争入札事務の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1 この取扱いは、秋田県が発注する建設工事、製造、<u>建設コンサルタント業務等</u>（以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契約に係る競争入札事務を適正かつ円滑に行うため、地方自治法、秋田県財務規則等に定め</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この取扱いは、秋田県が発注する建設工事、製造、<u>建設コンサルタント等</u>（以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契約に係る競争入札事務を適正かつ円滑に行うため、地方自治法、秋田県財務規則等に定め</p>

のあるものをまとめたほか、必要な事項を定めたものである。

(公告等)

第3 略

2 契約担当者は、一般競争入札にあっては秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針（平成7年3月30日付け監-1726）第9条関係1に掲げる事項を、条件付き一般競争入札にあっては秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日付け建管-2423）第3条関係に掲げる事項を公告し、公募型指名競争入札にあっては秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札実施要綱（平成17年9月15日付け建管-1308）第3条第2項に掲げる事項を入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の公募（以下「公募」という。）の際に周知しなければならない。

第4の2 略

第4の3 入札に付す建設コンサルタント業務等については、予定価格を事前公表するものとする。ただし、予定価格を事前公表することにより、適正な競争性が確保できないと認められる場合は、予定価格を事前公表しないことができるものとする。

2 予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 公募型指名競争入札 公募に係る掲示等における予定価格の記載及び指名通知への予定価格の記載

(2) 通常の指名競争入札 指名通知への予定価格の記載及び当該入札に係る建設コンサルタント業務等の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面（様式1の1）の閲覧

のあるものをまとめたほか、必要な事項を定めたものである。

(公告等)

第3 略

2 契約担当者は、一般競争入札にあっては秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針（平成7年3月30日付け監-1726）第9条関係1に掲げる事項を、条件付き一般競争入札にあっては秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日付け建管-2423）第3条関係に掲げる事項を公告し、公募型指名競争入札にあっては秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札実施要綱（平成17年9月15日付け建管-1308）第3条第2項に掲げる事項を入札参加者_____の公募（以下「公募」という。）の際に周知しなければならない。

第4の2 略

(施工条件等の明示等)

第6 契約担当者は、事前に充分現場等を調査し、設計図書の閲覧、貸出又は複写をもって施工条件及び契約条件等の明示を行うものとし、現場説明は行わないものとする。ただし、製造、建設コンサルタント業務等及び大規模かつ技術的に難易度の高い建設工事で設計図書の閲覧等のみによっては見積りが困難と認められるもの(以下「大規模等建設工事」という。)については、現場説明を行うことができる。

2・3 略

(見積期間)

第7 略

2・3 略

4 製造、建設コンサルタント業務等にあつては、入札価格を算出するための期間を考慮し設定するものとする。

(入札の取止め等)

第13 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2・3 略

(入札結果等の公表)

第26 製造及び建設コンサルタント業務等の指名業者名並びに入札経緯及び最終入札結果等については、次の各号に掲げるところにより公表するものとする。

(1) 公表の対象

請負対応額250万円以上の製造及び建設コンサルタント業務等とする。

(2)～(3) 略

2・3 略

(施工条件等の明示等)

第6 契約担当者は、事前に充分現場等を調査し、設計図書の閲覧、貸出又は複写をもって施工条件及び契約条件等の明示を行うものとし、現場説明は行わないものとする。ただし、製造、建設コンサルタント等及び大規模かつ技術的に難易度の高い建設工事で設計図書の閲覧等のみによっては見積りが困難と認められるもの(以下「大規模等建設工事」という。)については、現場説明を行うことができる。

2・3 略

(見積期間)

第7 略

2・3 略

4 製造、建設コンサルタント等にあつては、入札価格を算出するための期間を考慮し設定するものとする。

(入札の取止め等)

第13 入札執行者は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2・3 略

(入札結果等の公表)

第26 製造及び建設コンサルタント等の指名業者名並びに入札経緯及び最終入札結果等については、次の各号に掲げるところにより公表するものとする。

(1) 公表の対象

請負対応額250万円以上の製造及び建設コンサルタント等とする。

(2)～(3) 略

2・3 略

(その他)

第27 入札執行者は、次の各号に掲げる建設工事等の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。

(1) 請負対応額が4,000万円以上の建設工事

(2) 前号に掲げるもののほか、予定価格の事前公表を行う建設工事

(3) 予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等

(4) 前号に掲げるもののほか、低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等

2 前項の規定により見積内訳明細書を提出させる場合は、その旨を入札公告、入札説明書又は指名通知書に記載しなければならない。

3 略

(様式1の1)

1 工事(業務)名

2 工事(業務)番号

3 工事(業務)箇所

(その他)

第27 入札執行者は、請負対応額4,000万円以上の建設工事その他予定価格の事前公表を行う建設工事の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。

2 前項の_____見積内訳明細書を提出させる場合は、その旨を入札公告、入札説明書又は指名通知書に記載しなければならない。

3 略

(様式1の1)

1 工事名_____

2 工事番号_____

3 工事箇所_____